

第7章 不服申立て

1 不服申立ての種類

(1) 処分についての審査請求

法第50条第1項に基づき、次の処分について不服がある者は、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること、迅速な処理を要すること等の趣旨から、専門的な機関である開発審査会に対して審査請求することができる。

ア 法第29条第1項又は第2項による開発行為の許可又は不許可

イ 法第35条の2第1項による開発行為の変更の許可又は不許可

ウ 法第41条第2項ただし書きによる建築形態制限の例外許可又は不許可

エ 法第42条第1項ただし書きによる開発許可を受けた土地における予定建築物の用途等の変更の許可又は不許可

オ 法第43条第1項による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可又は不許可

カ アからオまでの規定に違反した者に対する法第81条第1項による監督処分

都市計画法

(不服申立て)

第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してもすることもできる。

(2) 上記以外の処分についての審査請求

上記以外の処分（法第37条第1号、法第45条の規定に基づく承認等）については、行政不服審査法第4条に基づき、処分庁に対して審査請求をすることができる。ただし、知事から委任を受けた総合県民局長又は東部県土整備局がこれらの処分を行った場合は、処分庁に対する審査請求でなく知事に対する審査請求になる。

行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

1 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合当該処分庁等

2 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織

法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合宮内庁長官又は当該庁の長
3 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前2号に掲げる場合を除く。）当該主任の大臣
4 前3号に掲げる場合以外の場合当該処分庁等の最上級行政庁

(3) 不作為についての審査請求

開発許可等の処分に係る不作為についての審査請求は、都市計画法50条第1項に基づき、開発審査会と、当該不作為に係る都道府県知事との二者択一で行うことができる。

(4) 審査請求に対する開発審査会の処理（法第50条第2項、第3項）

- ① 開発審査会は、審査請求がされた日から2ヶ月以内に裁決をしなければならない。
- ② 開発審査会は、裁決を行う場合には、あらかじめ審査請求人、処分をした行政庁その他関係人又はこれらの代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理をおこなわなければならない。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請（法第51条、鉱業等に係る土地利用の調整手続きに関する法律）

不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、その理由の当否の判断については、これら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適当であるので、同委員会に対して裁定の申請ができることとしたものであり、この場合は、審査請求をすることができない。

仮に、誤って開発審査会に対して審査請求をすることができる旨を教示し、かつ、開発審査会に提出された審査請求が公害等調整委員会に対する裁定の申請をすることができるものである場合には、行政不服審査法第22条により開発審査会はすみやかに書類を公害等調整委員会に送付し、その旨を審査請求人に通知しなければならない。それによって、当初から公害等調整委員会に申立てがなされたものとみなされ、審査請求人の救済が図られる。